

福岡県公報

平成二十五年六月十四日
第 参 千 五 百 四 号
増 刊
①

目次

訓 令 (第八号)

○福岡県行啓事務処理規程

(秘書室) …………… 一

訓 令

福岡県訓令第八号

福岡県行啓事務処理規程を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県行啓事務処理規程

(本部の設置)

第一条 第四十九回献血運動推進全国大会の開催に伴う行啓事務を円滑に処理するため、福岡県行啓事務本部（以下「本部」という。）を設置する。
(本部長及び本部長)

第二条 本部に本部長及び本部長を置く。

2 本部長には知事が指定する副知事を、本部長には秘書室長、総務部長、企画・地域振興部長、保健医療介護部長、商工部長、県土整備部長及び建築都市部長を充てる。

3 本部長は、行啓事務を統轄する。

4 本部長が不在のときは、本部長以外の副知事で知事が指名するものが本部長の職務を行う。

5 本部長は、上司の命を受け、行啓事務を掌理する。

(班の設置及びその所掌事務)

第三条 前条に規定するもののほか、本部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる事務を分掌させる。

2 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる職にある者を充て、班員は班長が指名する。

3 班長は、上司の命を受け、当該班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

4 班員は、班長の命を受け、当該班の事務を処理する。

(事務処理の指針)

第四条 行啓事務の処理に当たっては、関係職員は、全力を尽くし事故の防止に努めなければならない。

2 各班長は、当該班の所掌事務について宮内庁に連絡する必要があるときは、総括班の班長を経由して行わなければならない。

3 各班は、相互に連絡を密にし、一致協力して行啓事務の円滑な推進を図らなければならない。

4 行啓事務の処理について関係のある部課(室)及び出先機関は、本部の事務処理に協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(失効期日)

2 この訓令は、平成二十五年七月三十一日限り、その効力を失う。
別表(第三条関係)

班	班 長	所 掌 事 務
		ア 行啓に関する事務の総合企画及び総括指導に関すること。
		イ 行啓の御日程に関すること。
		ウ 御視察所、お泊所、非常お立退所、御休所及び御昼食所の選定に関すること。
		エ 宮内庁その他関係機関との連絡調整に関すること。
		オ 自動車お列の編成に関すること。

御説明班	東京連絡班	防災班	車両・庁舎管理班	報道班	奉迎班	総括班
課長 総合政策	東京事務所長	防災危機管理局長	財産活用課長	県民情報広報課長	行政経営企画課長	秘書室長
県勢概要御説明書の作成及び御進講に関する事。	宮内庁、その他関係機関との連絡に関する事。	ア 御視察所、お泊所、非常お立退所、御休所、御昼食所及び式典会場の防災に関する事。 イ 緊急待避及び救急搬送に関する事。 ウ 気象予報に関する事。	ア お召車等宮内庁車両に関する事。 イ お列自動車の運行に関する事。 ウ 車両の調達及び配車に関する事。 エ 皇太子殿下及び供奉員のお荷物の受領・輸送に関する事。	カ 行啓誌及び献上アルバムの編さんに関する事。 キ 写真その他各種記録の収集及び整理・保存に関する事。 ク その他広報に関する事。	ア 特別奉送迎者の総括に関する事。 イ 一般奉送迎に関する事。 ウ 奉送迎に係る関係市町村その他関係機関との連絡調整に関する事。	カ 行啓関係者（報道関係者を除く。）の宿泊に関する事。 キ 献上品に関する事。 ク 知事及び県議会議長の行動に関する事。 ケ 行啓関係の予算要求の調整に関する事。 コ 行啓関係の文書及び資料の収集及び保存に関する事。 サ 他班との連絡調整に関する事。 シ 他班の所掌に属さない事。

都市班	河川班	道路班	物産班	献血大会班	医務班	衛生・予防班	御視察班
課長 公園街路	河川課長	道路維持課長	中小企業振興課長	薬務課長	医療指導課長	保健衛生課長	世界遺産登録推進室健康増進課長
屋外広告物の撤去等沿道の環境美化に関する事。	河川の美化に関する事。	ア 道路及び橋りょうの整備並びに沿道の美化に関する事。 イ 国道、高速自動車道、市町村道等の整備に係る連絡調整に関する事。	物産の展示及びお買上に関する事。	ア 大会会場及び献血現場御視察所における行啓関係者の接遇に関する事。 イ 大会に係る厚生労働省及び日本赤十字社との連絡調整に関する事。 ウ 献血現場御視察に係る関係機関との連絡調整に関する事。	医療救護に関する事。	ア 御視察所、お泊所、御休所、御昼食所及び式典会場における食品衛生に関する事。 イ 御視察所、お泊所、非常お立退所、御休所、御昼食所等の環境衛生に関する事。 ウ 御視察所、お道筋、お泊所、非常お立退所、御休所、御昼食所及び式典会場の防疫に関する事。	ア 御視察所に係る御説明資料の作成に関する事。 イ 御視察所における行啓関係者の接遇に関する事。 ウ 御視察所に係る関係機関との連絡調整に関する事。